

ご寄附のお願い



公益社団法人 医療系大学間共用試験実施評価機構

医療系大学間共用試験実施評価機構とは

医療系大学間共用試験実施評価機構(以下「機構」といいます。)とは、2006年、国民の負託に応えられる優れた医師・歯科医師を養成することを目的として、わが国のすべての医学部・歯学部が参加して作られた組織です。

本機構では優れた医師・歯科医師を養成するため、よりよい教育カリキュラムや実習のあり方を検討し、全国どこかの大学を卒業した医師・歯科医師にも、患者様が同じレベルの医療を受けられることを目指しています。

医学生・歯学生の臨床実習開始前の共用試験

機構では、その活動の一つとして、国の指定を受けて学部4年生を対象に実施している試験が、医学部・歯学部の学生が診療現場で行う実習の開始前に、実際に患者さんを診察させて良いかどうかを評価する「共用試験」を次の様に実施しています。

(医療行為をさせても良いかを評価する試験)

医学生や歯学生は、入学すると講義で多くの知識を修得します。しかし、将来、優れた医師や歯科医師になるためには、「最善の教科書は患者さんである」と言われるように、外来診察室や病室で、実際の患者さんに接して修練することが、医学生や歯学生にとって不可欠です。

そのためには、実習前に「当該学生が、実際の医療現場で医療行為をさせても良いと判断できる能力を修得している」ことを示す必要があります。それが、全国の医学生と歯学生が実習開始前に合格しなければならない**法律に位置づけられた共用試験**です。この試験に合格できなければ、大学における実習で医療現場に出ることは許可されませんし、当然、その先の**医師国家試験や歯科医師国家試験を受験することができません**。

この**試験の実施機関**として、国から指定を受けているのが「公益社団法人 医療系大学間共用試験実施評価機構」です。

臨床実習前の共用試験は CBT と OSCE からなっています。医療の現場で実習を行うために求められる能力は、適切な医療を提供するための知識と、適切な処置を行うための技術、そして患者様と適切にコミュニケーションをとるための態度です。

知識の習得度を測る試験は **CBT(computer based testing)** と呼ばれ、320 問の多肢選択式問題を6時間かけて PC 画面で回答する試験です。この試験の大きな特徴は、国家試験と異なり、

「項目反応理論」というテスト理論を応用することで、各大学の教育カリキュラムの進捗状況に合わせて、試験実施日が異なっても難易度が同じ試験として実施できることです。

一方、**技術と態度を測る試験は OSCE (objective structured clinical examination)** と呼ばれ、一定数設置され、それぞれに異なる課題が設定されている小さな試験場(ステーション)を受験者が順に回り、患者さんへの接し方、診察の仕方、治療手技などが全国共通の基準によって評価されます。日本語では「客観的臨床能力試験」と訳されますが、頭文字をとって「オスキー」と呼ばれます。

CBT は試験問題作成や良問の確保、OSCE は課題作成や試験室の準備など、細心の注意のみならず、きわめて人手や機材が必要な試験ですが、後日、学生に診察される患者さんに安全・安心な医療を提供するためには厳密な試験でなければなりません。

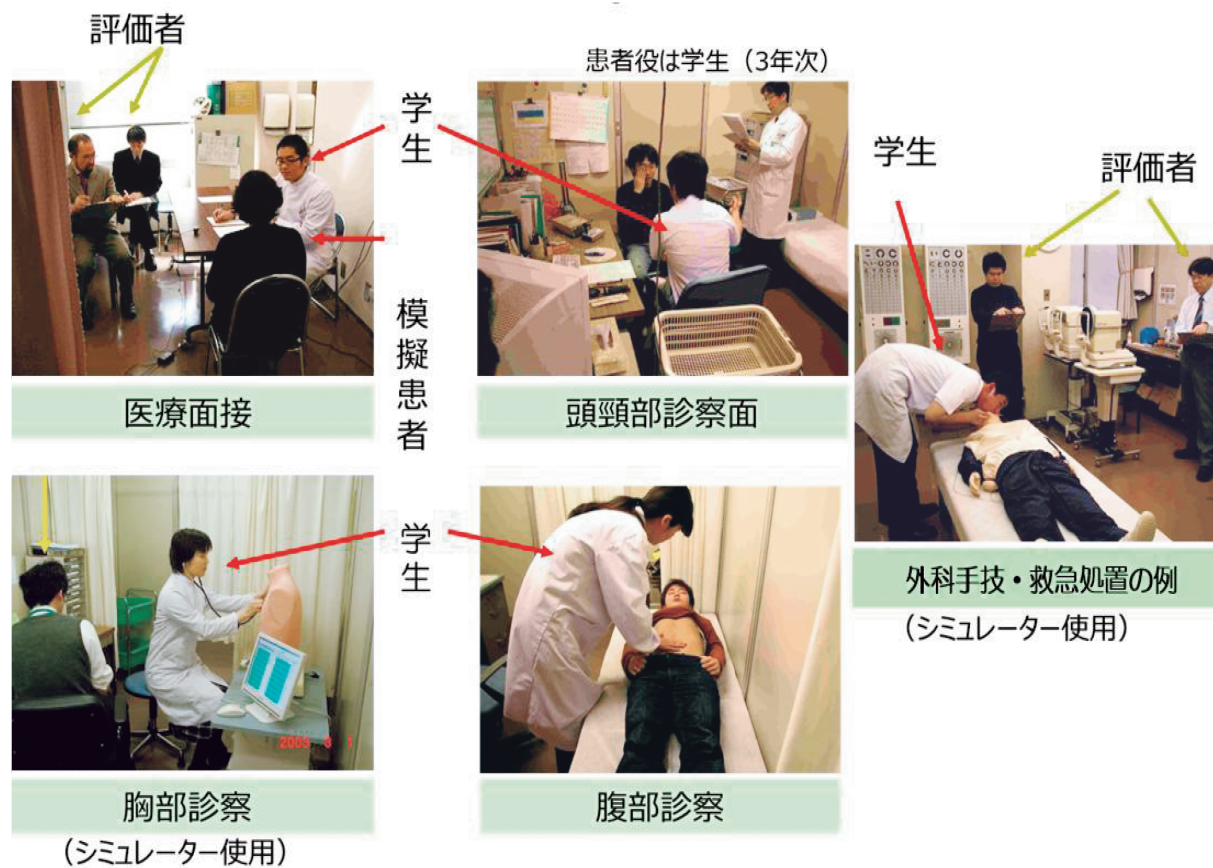


医 CBT 風景



歯 OSCE 風景

試験を厳正に行うため、当機構から派遣された監督者がチェックしている。



医 OSCE 風景

試験室がいくつか設けられて、受験学生は、次々の試験室を回り、そこに提示されている課題を一定時間内に実施する。この写真は、「腹部の診察をなさい」という課題に、受験学生が模擬患者の腹部の診察の仕方を、評価者資格を持った教員が一定基準に則って評価している様子。

医学生・歯学生の臨床実習後の共用試験

当機構では臨床実習後に修得した能力を測る試験制度の開発にも取り組んでいます。医学部では、臨床実習前の OSCE に比較して、より時間をかけて高度な診断能力や技術、態度を測る OSCE (Post Clinical Clerkship OSCE: PCC-OSCE) を行っています。歯学部では臨床実習の現場で患者様に対する態度を評価する臨床実地試験 (Clinical Practice eXamination: CPX) と臨床実習後に技術を評価する一斉技能試験 (Clinical Skill eXamination: CSX) を行っています。歯学部のこれら試験は総称して (Performance eXamination: PX) と呼ばれています。これらの試験は未だ公的な試験ではなく、当機構が独自に行っている発展途上のものですが全国の全ての医学部・歯学部で実施されており、国でもその行方に注目していることは事実です。これらの試験とその後の国家試験 (知識) に合格することで、諸外国に勝るとも劣らない医師免許・歯科医師免許の質が担保されと考えています。

ご寄附のお願い

医療系大学間共用試験実施評価機構は、わが国のすべての医学生と歯学生を対象とした共用試験の実施とその質を維持するとともに、さらに高める活動を通じて、優れた医師・歯科医師を養成することにより、国民の健康と福祉の向上に努めています。皆様には、この活動にご理解とご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

ご寄附は一口 10,000 円から受け付けています。ご寄附いただいた際には、当機構のホームページにお名前を掲載し、わが国の医師・歯科医師養成にお力添えいただいていることを公表いたします。

寄附申込書に必要事項をご記入の上、下記お問い合わせ先までお送りください。

公益社団法人 医療系大学間共用試験実施評価機構 企画部
〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-15 御茶ノ水 HY ビル 7 階
MAIL kikaku@cato.or.jp URL: <https://www.cato.or.jp/>

会員大学一覧

【医学系（82 大学）】

北海道大学医学部
旭川医科大学医学部
弘前大学医学部
東北大学医学部
秋田大学医学部
山形大学医学部
筑波大学医学群
群馬大学医学部
防衛医科大学校医学教育部
千葉大学医学部
東京大学医学部
東京科学大学医学部
新潟大学医学部
富山大学医学部
金沢大学医薬保健学域医学類
福井大学医学部
山梨大学医学部
信州大学医学部
岐阜大学医学部
浜松医科大学医学部
名古屋大学医学部
三重大学医学部
滋賀医科大学医学部
京都大学医学部
大阪大学医学部
神戸大学医学部
鳥取大学医学部
島根大学医学部

【歯学系（29 大学）】

北海道医療大学歯学部
北海道大学歯学部
岩手医科大学歯学部
東北大学歯学部
明海大学歯学部
日本大学松戸歯学部
東京科学大学歯学部
東京歯科大学歯学部
日本歯科大学生命歯学部
日本大学歯学部

岡山大学医学部
広島大学医学部
山口大学医学部
徳島大学医学部
香川大学医学部
愛媛大学医学部
高知大学医学部
九州大学医学部
佐賀大学医学部
長崎大学医学部
熊本大学医学部
大分大学医学部
宮崎大学医学部
鹿児島大学医学部
琉球大学医学部
札幌医科大学医学部
福島県立医科大学医学部
横浜市立大学医学部
名古屋市立大学医学部
京都府立医科大学医学部
大阪公立大学医学部
奈良県立医科大学医学部
和歌山県立医科大学医学部
岩手医科大学医学部
自治医科大学医学部
獨協医科大学医学部
埼玉医科大学医学部
杏林大学医学部

昭和医科大学歯学部
神奈川歯科大学歯学部
鶴見大学歯学部
新潟大学歯学部
日本歯科大学新潟生命歯学部
松本歯科大学歯学部
朝日大学歯学部
愛知学院大学歯学部
大阪歯科大学歯学部
大阪大学歯学部

慶應義塾大学医学部
順天堂大学医学部
昭和医科大学医学部
帝京大学医学部
東京医科大学医学部
東京慈恵会医科大学医学部
東京女子医科大学医学部
東邦大学医学部
日本大学医学部
日本医科大学医学部
北里大学医学部
東海大学医学部
聖マリアンナ医科大学医学部
金沢医科大学医学部
愛知医科大学医学部
藤田医科大学医学部
大阪医科薬科大学医学部
関西医科大学医学部
近畿大学医学部
兵庫医科大学医学部
川崎医科大学医学部
久留米大学医学部
福岡大学医学部
産業医科大学医学部
東北医科薬科大学医学部
国際医療福祉大学医学部

岡山大学歯学部
広島大学歯学部
徳島大学歯学部
九州歯科大学歯学部
九州大学歯学部
福岡歯科大学口腔歯学部
長崎大学歯学部
鹿児島大学歯学部
奥羽大学歯学部

■税制控除について

当法人は、所得税法および法人税法上の「特定公益増進法人」です。当法人に対する寄附金、賛助会員については、個人・法人それぞれに、税制上の優遇措置が適用されます。

【法人の寄附者様へ】

損金算入で優遇されます

- ① 特定公益増進法人に対する寄附金、賛助会費の合計額
- ② 特別損金算入限度額

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\%) \div 2$$

※①、②のいずれか少ない金額が損金に算入されます。一般損金算入限度額と別枠です。

【個人の寄附者様へ】

特定寄附金控除で優遇されます

- ① 寄附金控除（所得控除）

$$\text{特定寄附金、賛助会費の合計} - 2 \text{ 千円} = \text{寄附金控除額（所得控除★）}$$

★所得の40%限度

- ② 寄附金特別控除（税額控除）

$$(\text{特定寄附金、賛助会費の合計} - 2 \text{ 千円}) \times 40\% = \text{寄附金特別控除額（税額控除★）}$$

★税額の25%限度

※①、②のうち、有利な方を選択できます。詳しくはお近くの税務署にお尋ねください。

②を希望される場合は、確定申告の際、受領書とともにを送りする「税額控除に係る証明書（写し）」が必要です。

※住んでいる都道府県や市区町村で、「税額控除対象法人」として認定されている法人に、個人が寄附を行うと、所得税だけでなく住民税の控除も受けられる可能性があります。

控除額の計算方法（住民税）

控除の種類：寄附額から 2,000 円を引いた金額のうち、

都道府県：最大 4%

市区町村：最大 6%

合わせて最大 10%の控除が受けられます。（所得税とは別に）

※相続税の非課税措置について

相続により取得した財産を申告期限までに当法人にご寄附される場合、その財産について相続税は非課税になります。当法人に遺贈によりご寄附される場合も同様に非課税となります。

税制上の優遇措置をお受けになる場合は、当法人からお送りする「寄附金受領証」が必要となります。大切に保管をお願いいたします。

公益社団法人 医療系大学間共用試験実施評価機構 企画部
〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-15 御茶ノ水 HYビル 7 階
MAIL kikaku@cato.or.jp URL:<https://www.cato.or.jp/>